

<申請書記入例 あ・い>

※ 申請書の赤太枠線内を記入してください。
 ※ 誤って記入してしまった場合は、二重線で削除し、わかりやすく記入し直してください。

<申請書1枚目> 授業料軽減

学校名を略さずに記入してください。

必ず申請者ご自身で署名してください。

△チェック必須
いずれか一つにチェックしてください。

該当する場合はチェックしてください。

△チェック必須
いずれか一つにチェックしてください。
※配偶者等が単身赴任の場合は、単身赴任者の「所得の証明書」も必要となります。

「授業料の補助」又は「免除」を受けている方は記入してください。

口座番号を右詰で記入してください。

申請年月日 令和2年7月1日

令和2年度 私立高等学校等 授業料軽減助成金 交付申請書

下記のとおり申請します。

学校所在地 (東京) 都道府県 (東京都) 学校名 (高等学校) 学年 (平成2年4月入学) 学年 (1年) 寮在 (在)

申請者 (保護者等) フリガナ (姓) トウキョウ タロウ (名) 太郎 生徒氏名 (姓) 東京 (名) 次郎
 郵便番号 0000000 生徒との関係 父 生徒の生年月日 昭和(平成)16年4月10日
 フリガナ チョダクマルノウチ3-8-1 シガクマンション101
 住所 千代田区丸の内3-8-1 私学マンション101
 電話 (自宅) 03-0000-0000 (日中連絡先) 090-0000-0000
 就学支援金 認定番号 20-0013-0000-0000

所得状況
 ①: 生活保護受給世帯
 ②: 住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯 (区市町村長、所得無額及び都道府県民税・所得割額が0円の世帯)
 上記①②以外の世帯 ⇒ 奨学給付金の対象外です。 <申請書2枚目>を取り外してください。

所得の証明書提出
 親権者(両親)2名 ※親権者の1名が単身赴任をしている場合は、単身赴任者の「所得の証明書」も必要となります。
 親権者の内の1名が日本国内に住所を有しない場合(海外赴任) ※親権者(都内在住)の「所得の証明書」及び海外赴任者の「給付支払証明書」が必要です。お問い合わせください。
 親権者1名分
 ア: 「配偶者控除」を受けており、配偶者に住民税が課税されていないため
 イ: 離婚、死亡等により親権者が1名のため
 未成年後見人 1名分
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)
 ※未成年後見人が法人である場合は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分
 親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合
 生徒の保護者または未成年者が存在するが、親学に要する経費の負担を求めることが困難である場合等
 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等

補助又は免除を受けている(又は受ける予定がある)租税名 授業料軽減 補助・免除の金額

◆上部と同じ氏名を記入の上、押印してください。
 この申請書の記載内容は、事実と相違ないことを誓約します。本申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。また、他道府県や区市町村等からの授業料の補助又は免除を受けている(又は受ける予定がある)場合は、上部に記入してください。

署名必須 申請者氏名 東京 太郎

支払口座振替依頼書
 振込先口座 金融機関コード (みずほ:0001) [三菱UFJ:0005] [三井住友:0009] [りそな:0010] [埼玉りそな:0017] [ゆうちょ:9900] など
 金融機関コード 1234 金融機関名 ●●●● (銀行・信用組合・信用金庫) 振替口座 567 新宿 口座名義人(申請者) トウキョウ タロウ
 預金種別 普通 口座番号 0123456 氏名 東京 太郎

生徒が学校が指定する都外の寮に入っている場合はチェックしてください。

確認事項がある場合、こちらに優先的に連絡させていただきます。必ず記入してください。

●都内の学校で就学支援金を申請された方学校から配布される「就学支援金支給額決定通知」の、左上部のお名前の下にある13ケタの「認定番号」をご記入ください。
 ※1年生は「認定番号(仮)」をご記入ください。
 ※「認定番号」がおわかりにならない場合は記入不要です。

令和元年12月31日時点で3人以上扶養していることが条件です(※ただし翌年5月1日までに生まれた子も含む)

△記入必須
必ず上部の氏名と同じ氏名(漢字・カタカナ等)で申請者ご自身で署名・捺印してください。

申請者本人名義の口座を記入してください。申請者本人以外は、配偶者(生徒)であっても振り込みできません。

<申請書2枚目> 奨学給付金

△チェック必須
どちらかにチェックしてください。

△チェック必須
該当世帯の場合、チェックしてください。
生活保護の「生業扶助」を受給していない場合はBになります。
該当の世帯でない場合、こちらの申請書は取り外してください。

△記入必須
必ず上部の氏名と同じ氏名(漢字・カタカナ等)で申請者ご自身で署名・捺印してください。

(1) 下記の該当欄に を付けてください。 ※チェック必須
 申請 A・Bの世帯のため申請します ⇒ 下記 A・Bの世帯が申請できます。
 A・B以外の世帯のため申請しません ⇒ こちらの申請書を取り外してください。

(2) 保護者等の所得状況の該当欄に を付けてください。 ※チェック必須
 所得状況 A: 生活保護生業扶助(高等学校等就学費)の受給世帯 ⇒ 下記(5)の記入は不要です。
 B: 住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯(令和2年度の区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額が0円) 令和2年7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による「生業扶助」は受給していません。

(3) 上部と同じ氏名を記入の上、押印してください。
 私は東京都以外の道府県に奨学給付金の申請は行っておりません。
 申請する生徒は、過去に私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了していません。
 ※この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く))の支給対象ではありません。
 本申請書記載の内容は、全て令和2年7月1日現在(高校生等が令和2年7月2日以降に入学した場合の在学状況については申請日時点)のもので、事実と相違ないことを誓約します。
 本申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。

署名必須 申請者氏名 東京 太郎

次の「(4) 生徒の過去の高等学校等における在学期間」と「(5) 令和2年7月1日現在扶養している15歳以上の生徒の兄弟姉妹」の「学校の種類」欄に、下記の「学校の種類番号」①~⑬の該当する番号を記入してください。

① 高等学校 (全日制) ② 中等教育学校(後期課程) ③ 専修学校(一般課程) ④ 各種学校(外国人学校) ⑤ その他の学校
 ⑥ 高等学校(定時制) ⑦ 高等専門学校(1~3学年) ⑧ 専修学校(高等課程)通信制学科 ⑨ 各種学校(その他)
 ⑩ 高等学校(通信制) ⑪ 専修学校(高等課程) ⑫ 専修学校(短大課程) ⑬ 専修学校(短期大学)

(4) 生徒の過去(現在の在学以外)の高等学校等における在学期間を記入してください。
 ※現在の在学期間は記入不要です。
 ※現在申請する学校以外に奨学給付金の対象校(国公私立すべてを含む)に在学していた(卒業・途中退学等を含む)場合は記入してください。

生徒が過去に在学していた学校名	在学期間	学校の種類	奨学給付金受給回数
① ■■■ 高等学校	S 31年4月1日 ~ R 2年3月31日	①	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 1回
②	年 月 日 ~ 年 月 日		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 回

(5) 令和2年7月1日現在扶養している15歳以上の生徒の兄弟姉妹を全員記入してください。
 ※申請する生徒及び中学生の兄弟姉妹の記入は不要です。
 ※「統制」欄はこの申請書で申請する生徒を基準にしてください。

生徒の兄弟姉妹	氏名	続柄	生年月日	職業等	学校の種類	学年
①	東京 花子	姉	S 14年10月4日	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒・学生 <input type="checkbox"/> その他	③	3
②	東京 一郎	兄	S 12年6月8日	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒・学生 <input type="checkbox"/> その他	⑥	2
③	東京 桜	姉	S 11年4月4日	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒・学生 <input type="checkbox"/> その他		

ご提出いただいた記入情報は、在学する学校及び(入附)東京都教育庁が共有します。

上記の学校の種類番号の中から該当の学校・課程を選択して番号を記入してください。

学校に在学していない(働いている等)場合は「その他」にチェックしてください。

申請者および配偶者に扶養されている15歳以上の兄弟姉妹を全員記入してください。

個人情報の取扱いについて

令和2年度私立高等学校等授業料軽減助成金事業及び私立高等学校等奨学給付金事業における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び「公益財団法人東京都私学財団個人情報保護規程」に基づき、以下のように取り組みます。

1 個人情報の利用目的について

「私立高等学校等授業料軽減助成金交付申請書」及び「私立高等学校等奨学給付金受給申請書」に記載された情報、住民票及び住民税課税証明書等の添付書類は、それぞれの事業において必要な範囲内で利用します。

なお、ご提出いただいた個人情報は、授業料軽減助成金事業については在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。

また、奨学給付金事業については、在学する学校法人及び(公財)東京都私学財団が共有します。

2 個人情報の収集目的について

「令和2年度東京都私立高等学校等授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」の「8 申請に必要な書類一覧」に記載されている書類は、それぞれの制度の対象となるかどうかの審査などに必要です。

また、授業料軽減助成金事業において正確な審査を行うため、在学する学校法人に対し、高等学校等就学支援金についての情報提供を依頼します。

3 個人情報の管理について

(1) 収集した個人情報は、関係法令等に基づき、厳重に管理します。

(2) 収集した個人情報は、次の時期に速やかに消去し、又は廃棄します。

①私立高等学校等授業料軽減助成金事業

当該年度終了後8年を経過後(令和2年度申請分は、令和11年4月1日以降廃棄)

②私立高等学校等奨学給付金事業

当該年度終了後5年を経過後(令和2年度申請分は、令和8年4月1日以降廃棄)

(3) 個人情報の取扱いを他の事業者へ委託する場合は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

4 個人情報の第三者提供について

当財団では、授業料軽減助成金事業の情報については授業料軽減助成金事業の他に東京都が行う就学支援金事業に利用させていただきます。また、その他申請者の承諾なしに第三者に提供しません。

なお、奨学給付金事業の情報については奨学給付金事業の目的を超えて、個人情報を利用することはありません。また、その他申請者の承諾なしに第三者に提供しません。

5 個人情報の開示等について

個人情報の開示・訂正・利用停止等の手続きについて、また、個人情報に関するお問合せ、苦情・ご相談は、下記の窓口までお問合せください。

個人情報に関するお問合せ窓口

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階

公益財団法人東京都私学財団総務部

(03) 5206-7921 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

授業料軽減助成金及び奨学給付金に関するお問合せ窓口

東京都私学就学支援金センター

(03) 5206-7925

(土・日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00)